

総務常任委員会報告書

平成 29 年 6 月 8 日

委員長 岩井 秀一

総務常任委員会に議会閉会中の調査事項として付託を受けた事項について、調査結果の概要を報告いたします。調査に際し、平成 29 年 4 月 28 日に総務部長及び関係各課に出席を求め、委員会を開催いたしました。なお、4 月 1 日付けで昇任・異動が行われたため、会計課、監査事務局を含め、各課において、所管事務報告前に、自己紹介がなされました。

【**財政課**】から、

情報管理係より、公衆無線 LAN の利用状況について、平成 28 年度下半期分においては、全体的にアクセス数の増加が見られるとの報告があった。

財政係より、平成 28 年度公募型補助金報告会が 5 月 10 日に行われること。この制度の開始より 3 年が経過したため、公募型補助金の見直しについての諮問を受け、補助金審査委員会より市長に答申がなされたこと。事業の自立に向けた取り組みや、団体の育成に関する視点から補助金の交付要綱及び審査要領について提言がなされたこと。また、保有している債券についての説明があり、現在古賀市では、約 50 億の基金を保有しているが、近年の低金利により定期預金から国債や地方債等への一部運用を行っていること。平成 29 年 3 月 31 日現在、発注・口座管理業者として SMBC 日興証券(株)など 2 社で、6 億の債券を保有しているとの報告があった。委員より、休眠預金活用法についてその取り組みはとの間に、その制度を民間公益団体へ活用できないかなど研究、注視して参りたいとのこと。購入した業者や債券等の選定理由はとの間に、基金の運用方針については、確実に金利的に有利なもの、そしてリスクが低いものを選定しているとのこと。

【**人事課**】から、

行政管理係より、平成 29 年 4 月 1 日現在の職員配置、行政組織機構等についての報告があった。同日付で、昇任、異動、3 月 31 日の退職者を含み 95 人の人事異動が行われたとのこと。

新設した組織として、いずれも教育部であるが、文化課内に市史編さん準備係、青少年育成課に鹿部児童センターを配置したこと。職員研修計画については、各階層において様々な研修が予定されているとのこと。また、新規採用職員サポーター制度について、概ね 1 年間、新規採用職員 1 人に対して、1 人の先輩職員をサポーターとして指名し、指導していくというものだが、昨年度の試行において好評であったとのこと。この制度は今年度から本格導入されるとのこと。

続いて、古賀市における女性職員の活躍の推進に向けた特定事業主行動計画について平成 28 年度分の報告があり、管理的地位にある職員に占める女性割合の目標を 30%以上としていたが、現在 22.5%であり、育児休業を取得する男性職員割合の目標を 20%以上としていたが、0%であったこと。また、男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合等々、目標に届かないとのこと。長時間勤務についても、任期の定めのない職員や任期付常勤職員、任期付短時間の職員のいずれにおいても時間の短縮は目標に達していなかった。その他、平成 29 年度人事評価についての説明があり、従前の勤務評定と違い評価基準を事前に公表し、その評価結果は面談により各職員に伝達することを継続していくとの報告があった。

委員より、現在の保健師の各課への配置人数、産休・育休中の人数についての間に、予防健診課に 8 人、介護支援課に 4 人、子育て支援課に 1 人の合計 13 人。産休の職員が 1 人、育休の職員が 1 人、病気休暇の職員が 1 人の状況であるとのこと。保健師の採用予定についての間に、全課の職員の退職等を含め、状況を踏まえ検討することになり、明確な回答はできかねるとのこと。

委員より、人事評価についてどのような部分が評価の対象になるのか、人事評価が人事異動等に生かされているのか、異動の希望調査等についての間に、評価対象は3点あり、実績の評価、意識姿勢の評価、能力評価であり、この評価は人事異動の際には参考にしており、希望においては本人からの自己申告書の提出を受け、参考資料としているとのこと。委員より、特定事業主行動計画において前年度との比較及び60時間以上の時間外勤務命令があったのかとの間に、前年は9.36時間であったが今年度は9.99時間であり、また、イベントなどの際に準備等で60時間を超過する時間外勤務が発生している現状であるとのこと。

職員係より、古賀市次世代育成支援特定事業主行動計画に基づく、実施結果について報告があった。前述の女性活躍推進の特定事業主行動計画に重なる部分があるが、出産補助休暇及び育児参加休暇の取得率は62.6%であり、前年の33%から伸長した。年次有給休暇についてはほぼ横ばいで推移しているとのこと。続いてEAPについての報告があり、新規の相談件数が伸びているが、これは新規採用職員の7人について一斉面談を実施した結果、加算されたとのこと。

【総務課】から

総務係より、選挙年齢引き下げに伴う主権者教育に関する出前授業について、6月に九州産業大学及び福岡県立玄界高等学校からの依頼により、開催するとのこと。被爆クスノキを今年度は古賀北中学校区に植樹するとの報告があった。

危機管理係より、古賀市消防ポンプ操法大会が6月18日(日)に古賀グリーンパークにて実施されること。古賀市安全安心まちづくり大会が7月13日(木)に青柳小学校体育館にて開催されること。深夜花火防止について、街頭啓発と夜間パトロールを7月中旬に実施予定とのこと。また、第7分団の消防車両買い替えにより、正興電機へ旧消防車を譲り渡すとの報告があった。委員より、市の地域防災計画の見直しの予定、備蓄品の計画はとの間に、今後見直しの具体的な部分が出てくると思われるので、合わせて対応したい。今年度は備蓄食を中心に整備したいとのこと。津波の影響について、河川や水路での遡上などの影響調査をされるのかとの間に、県土整備事務所等々と連携しながら調査を行っていくとのこと。津波等の周知啓発についてとの間に、津波の浸水区域をホームページに掲載しながら、出前講座などを活用し周知していくとのこと。委員より、防災無線デジタル化工事の進捗状況はとの間に、屋外拡声子局の設置を進めている段階。運用訓練については、システムの使用法などの習得に努め、同時並行で職員の参集訓練などを計画したいとのこと。

政策法務係より、古賀市情報公開制度運用状況ならびに古賀市個人情報保護制度の運用状況の報告があった。委員より、平成28年度の各種審議会等の議事録の公開が遅れている理由はとの間に、議事録の公開については、各所管課で議事録が完成した後に各委員の承諾を得て、開示となるため多少のタイムラグが生じてしまう。本年度からは、係としても遅れているものがあればチェックする体制に取り組みたいとのこと。

【管財課】から

契約係より、平成29年1月～3月の入札結果について及び中間前金払制度の導入についての報告があった。第4四半期分として19件の入札を執行したこと。工事では12件、平均落札率は93.6%、市内業者落札の案件は9件であった。委託では4件、平均落札率は88.8%、市内業者は0件であったこと。物品・役務では3件、平均落札率は90.8%、市内業者は1件であった。また、今年度より、公共工事等の適正な施工の確保や、受注者の資金調達の円滑化を図るため、これまで検討を行ってきた中間前金払制度を導入するとの説明があった。支払い要件として、契約金額が300万円以上の建設工事であること、前金払いを受けていること等がクリアできれば、簡素な事務手続きにより、出来高検査を省き、書面審査のみで対応するとのこと。委員より、入札中止や入札

辞退等の原因は何かとの間に、時期的に年度末に近づき、手持ち工事業務が多いということで技術者、従業員の確保が困難であること、また納期限内の物品等の調達が困難であること、予定価格内での対応が難しいとの理由であろうと考えているとのこと。委員より、平成29年度にどう対応するのかとの間に、再度入札を行ったこと、期間が迫っておるため随意契約に切り替えたとのこと。

管財係より、岡部記念福社会館の解体について、6月定例会に設置条例の廃止について提案し7月以降に解体工事に着手する予定。跡地は駐車場として整備するとのこと。また、行政監査による指摘を受け、AED管理規程を定めたとのこと。主なものとして、設置している各公共施設に点検担当者を置くということ。なお、指定管理施設においては、所管課長と指定管理者の協議により適切に管理するという。続いて、公共施設等総合管理計画を平成29年3月28日に公表したとのこと。今後は実施要領について庁内の説明会を実施する予定であることなどの報告があった。

委員より、AEDは設置しているが場所の周知が十分なのかとの間に、今回の管理規程の中に、施設の正面である玄関付近であるとか、そこまでの案内表示の設置を行うよう決めているとのこと。委員より、設置基準や取扱指針などはあるのかの間に、AEDの設置基準として法的に定められたものは現在ない。今回の管理規程についても設置基準は設けていないとのこと。設置の状況や使用状況については管財課に情報の一元化がなされ、増設の必要性などについては適宜対応していきたいとのこと。遠隔システムにより監視できるAEDの設置場所はとの間に、コスモス館、市民体育館、武道館の3ヶ所であるとのこと。委員より、公共施設等総合管理計画の中で公園施設は対応しているけれど、調整池はどう捉えているのかとの間に、本計画は基本的に建築物を対象としたものなので調整池は含まない。公園施設については、管理棟などの建築物の部分のみ対象となっているとのこと。また、そういう建物がない行政財産等についての管理はとの間に、市の持ち物全般の管理に関しては、法令あるいは条例等に沿って適正に管理をしていくとのこと。委員より、今年度予算に反映されている計画についてはとの間に、学校教育施設と下水道関連、市営住宅について長寿命化計画を作成すること等であるとのこと。

【経営企画課】から

広報秘書係より、市公式ホームページビューについて1月から3月の動向はアップ傾向であり、バナー広告は順調に広告収入が入っているとのこと。古賀市プロモーションムービーについて、再生回数が4月28日時点で、企業誘致編では約3,800回、移住促進編では約3,500回であったとの報告があった。

経営企画係より、公共交通について、西鉄バスの実績では延べ25万6,482人であり前年比1,642人の減、日平均703人の利用であった。収入は3,906万2,562円となり5.7%の収入増となった。利用者数は無料キャンペーンやグランドバスの補助等の影響もあり若干減少しているが、近年利用者が最低であった平成26年度と比較すると5,000人程度の増加を維持している状況である。また、収入面は大きく改善され、利用者数が運行補助開始以降で最高だった平成24年度と同額程度の収入面での回復が見られた。また、利用者数においては、70歳おでかけバス事業を開始したことにより一定の効果も見られるとのこと。この事業では経営企画課、なんでもきくコーナー、介護支援課で受け付け、3月末での登録者数は573人であり、延べ4,604枚の利用があった。平成28年度地域移動サポート補助の実績について、花鶴3丁目区、筵内区では対前年比で若干の減少が見られたが、高田区については利用者が急増し、福祉会の判断で3月の利用を一旦中止しているとのこと。また、平成29年3月末で終了した庁舎間移動サービスの運行実績等の報告があった。加えて、今年度については、西鉄バスの運行主体変更に伴う影響について注視しながら、利用者

増に向けた取り組みを実施していくとともに、運行事業者の理解を求め、改善策を検討し提案して行きたい旨の説明があった。

委員より、3月議会での附帯決議への対応、減便の影響調査について、今後の交通手段のあり方についてとの間に、議決されたものについては真摯に受け止め、改善すべきところは改善しつつ、補完交通についても検討していく。減便調査については利用者数を勘案し、OD調査も実施して影響を把握したい。今後のあり方については、当然今年度も検討するが、提言の内容を踏まえつつ最善の方法を探りたいとのこと。委員より、おでかけタクシーについて、運行状況の報告を見ると、1人で1台など効率が悪いのではないかと。登録型だとか乗り合い方式とか運行の曜日指定するなどを検討してはとの間に、限られた予算でもあり、福祉会や行政区との協議を進めてまいりたいとのこと。委員より、70歳おでかけバス事業の利用率などは把握しているのかとの間に、申請窓口での把握は難しいが、70歳以上の人口が約9,000人であり、申請者は約600人ということで理解いただきたいとのこと。減便についての苦情はとの間に、各バス停での時刻表がわかりづらい等の苦情はあったが、ほとんどないとのこと。先日の西日本新聞の記事によると、西鉄は利用者が少ないから減便とあったが、どうなのかとの間に、基本的に西鉄と協議する際に、利用者が少ないから減便するという話はない。労働協約、運行主体の変更が減便の理由だとのこと。

【コミュニティ推進課】から

コミュニティ推進係より、花いっぱい運動事業補助金について37件、防犯灯設置補助金は235件ですべてLED灯、まちづくり出前講座は157件であった。すべて平成28年度実績との報告があった。委員より、実施された出前講座の中でしっかり学べる健康アップ講座が突出しているがこの講座に関わった職員数と保健師数はとの間に、職員は延べ68人、保健師は延べ56人とのこと。

委員より、防犯灯の設置について申請者はとの間に、そこを管轄する区域の行政区長の申請に基づくものとしているとのこと。

男女共同参画係より、男女共同参画健康セミナーについて、豊かな高齢期を過ごすために、女性の健康をテーマに6月10日に開催予定。また男女共同参画フォーラム2017について、仕事も家庭も大切にすスイッチ切替術をテーマに6月25日に開催予定。その他、開催済みのものとして、古賀市内事業所見学及び市内外女性起業家交流会等を実施したことにより、交流が深まり有意義であったと捉えているとのこと。また第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画及び概要版が完成したことなどの報告があった。

市民活動支援センター係より、登録更新手続き等説明会及び講演会が開催されたことの報告があった。委員より、つながりひろばについて、より多くの市民が参加できるように登録の要件を緩和し、情報発信に努めて欲しいがとの間に、まず人数について5人と設定しているが、これは事故等も予想されるため、コミュニティ災害補償制度の規定に照準を合わせたということ。定款や会則を有することに関しては、目的を持ち活動している団体としての確認と市民への紹介資料として提出を依頼しているとのこと。5人に満たない団体に対しても応援をしていくとのこと。

以上、調査結果の概要報告を終わります。